

障発 0 2 0 4 第 1 号
平成 28 年 2 月 4 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長
(公 印 省 略)

「身体障害者障害程度等級表の解説（身体障害認定基準）について」
の一部改正について

身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）の別表第5号「身体障害者障害程度等級表」については、「身体障害者障害程度等級表の解説（身体障害認定基準）について」（平成15年1月10日障発第0110001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）の別紙「身体障害認定基準」により取り扱っているところであるが、今般、身体障害認定基準の一部を別添のとおり改正し、平成28年4月1日から適用することとしたので、留意の上、その取扱いに遺漏なきようお願いしたい。

なお、改正内容につき、平成28年3月31日までに身体障害者福祉法第15条第1項に規定する医師の診断書及び同条第3項に規定する意見書が作成された場合については、従前の取扱いのとおりとする。

本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言（ガイドライン）として位置づけられるものである。

- 身体障害者障害程度等級表の解説（身体障害認定基準）について（平成 15 年 1 月 10 日障発第 0110001 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）（抄）

（変更点は下線部）

新	旧
別紙 身体障害認定基準 第 1 （略） 第 2 個別事項 一～四 （略） 五 内臓の機能障害 1～6 （略） 7 肝臓機能障害 ア 等級表 1 級に該当する障害は、次のいずれにも該当するものをいう。 （ア） Child-Pugh 分類（注 26）の合計点数が <u>7</u> 点以上であって、<u>肝性脳症、腹水</u>、血清アルブミン値、プロトロンビン時間、血清総ビリルビン値の項目のうち <u>肝性脳症又は腹水の項目を含む 3</u> 項目以上が <u>2 点以上</u> の状態が、90 日以上の間隔をおいた検査において連続して 2 回以上続くもの。 （イ） （略） イ 等級表 2 級に該当する障害は、次のいずれにも該当するものをいう。 （ア） Child-Pugh 分類（注 26）の合計点数が <u>7</u> 点以上であって、<u>肝性脳症、腹水</u>、血清アルブミン値、プロトロンビン時間、血清総ビリルビン値の項目のうち <u>肝性脳症又は腹水の項目を含む 3</u> 項目以上が <u>2 点以上</u> の状態が、90 日以上の間隔をおいた検査において連続して 2 回以上続くもの。 （イ） （略） ウ 等級表 3 級に該当する障害は、次のいずれにも該当するものを	別紙 身体障害認定基準 第 1 （略） 第 2 個別事項 一～四 （略） 五 内臓の機能障害 1～6 （略） 7 肝臓機能障害 ア 等級表 1 級に該当する障害は、次のいずれにも該当するものをいう。 （ア） Child-Pugh 分類（注 26）の合計点数が <u>10</u> 点以上であって、血清アルブミン値、プロトロンビン時間、血清総ビリルビン値の項目のうち <u>1</u> 項目以上が <u>3</u> 点の状態が、90 日以上の間隔をおいた検査において連続して 2 回以上続くもの。 （イ） （略） イ 等級表 2 級に該当する障害は、次のいずれにも該当するものをいう。 （ア） Child-Pugh 分類（注 26）の合計点数が <u>10</u> 点以上であって、血清アルブミン値、プロトロンビン時間、血清総ビリルビン値の項目のうち <u>1</u> 項目以上が <u>3</u> 点の状態が、90 日以上の間隔をおいた検査において連続して 2 回以上続くもの。 （イ） （略） ウ 等級表 3 級に該当する障害は、次のいずれにも該当するものを

いう。 (ア) Child-Pugh 分類 (注 26) の合計点数が <u>7</u> 点以上の状態が、90 日以上の間隔をおいた検査において連続して 2 回以上続くもの。 (イ) (略) エ 等級表 4 級に該当する障害は、次のいずれにも該当するものをいう。 (ア) Child-Pugh 分類 (注 26) の合計点数が <u>7</u> 点以上の状態が、90 日以上の間隔をおいた検査において連続して 2 回以上続くもの。 (イ) (略) オ (略) (注 26) Child-Pugh 分類 (略) 六 (略)	いう。 (ア) Child-Pugh 分類 (注 26) の合計点数が <u>10</u> 点以上の状態が、90 日以上の間隔をおいた検査において連続して 2 回以上続くもの。 (イ) (略) エ 等級表 4 級に該当する障害は、次のいずれにも該当するものをいう。 (ア) Child-Pugh 分類 (注 26) の合計点数が <u>10</u> 点以上の状態が、90 日以上の間隔をおいた検査において連続して 2 回以上続くもの。 (イ) (略) オ (略) (注 26) Child-Pugh 分類 (略) 六 (略)
---	---